

「瀬戸内海国立公園」を知る講座 開催しました！

- 日時 令和3年12月19日（日）14：00～16：00
- 会場 オンライン開催（Cisco Webex 利用）
- 講師 山本 一伸 氏（さぬき市教育委員会事務局生涯学習課 課長補佐 / 香川大学瀬戸内圏研究センター 客員研究員）
横山 昌太郎 氏（元環境省自然保護官 / 讃岐ジオガイド）

12月19日（日）、オンラインにて、「『瀬戸内海国立公園』を知る講座」を開催し、28名が受講しました。

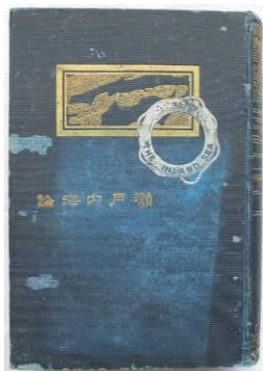
講座前半は、講師の山本さんより、「瀬戸内海国立公園の父」とも呼ばれ、日本唯一である「海」の国立公園化に貢献した人物、「小西 和(こにし かなう)」の生涯を、当時の文献や資料を使いながら解説していただきました。

小西氏は、現在のさぬき市出身の人（1873年/明治6年生～1947年/昭和22年没）で、北海道での農場経営や新聞記者の仕事に従事した後、衆議院議員を務めました。

小西氏は、瀬戸内海についての知見を集め、瀬戸内海を新しい視点でまとめた総合辞典である「瀬戸内海論」を著しました（1911年/明治44年刊行）。その内容は、瀬戸内海の構造、地質、土性、潮流など、地理学的なものから、世界の様々な河川や海峡との比較、海陸の生物と産業の関わり、観光、物流における交通にいたるまで、多岐にわたります。

小西氏は、この「瀬戸内海論」などの著述より、世界的に見ても、瀬戸内海の文化的価値が高いことを示しました。そして、国立公園法の制定に尽力し、「瀬戸内海」が雲仙、霧島とともに、国立公園の第1号として指定されることを達成しました（1934年/昭和9年）。

普段の生活において、瀬戸内海を「国立公園」と認識する機会は少ないですが、私たちの生活に身近な山や海も国立公園なのだと思うと、貴重な資源を私たちの手で守っていかなければという思いが湧いてきました。



「瀬戸内海論」表紙



「瀬戸内海論」挿図

講座後半は、講師の横山さんより、「国立公園（自然公園）制度」について解説していただきました。私たちが、「公園」というと、遊具があったり、広いグラウンドや芝生広場を想像しますが、国立公園（自然公園）とは、現在では「自然公園法」という法律により定められています。日本では、優れた自然の風景地を保護するとともに、利用の増進を図ることを目的として「自然公園法」という法律が昭和32年に制定されました。

自然公園の種類、面積、国内の国立公園の利用者数についてや、公園における保護と利用のための規制、又は事業計画、各国の国立公園制度の比較について説明がありました。私たちが普段利用している自然公園も、利用と保護の観点から、特別保護地区、第1種特別地区、第2種特別地区など、6つのエリアに分類されています。各地区には、何か行為を行う際、届出や許可が必要なものは全て法律により詳細に定められており、資料を使いながら詳しく解説していただきました。また、香川地区の沿岸や陸地がどの地区にあたるのかを、地図を見ながら説明していただきました。



このように、細かく分類されて利用と保護の観点から守られている自然公園も、法律が制定されて間もない頃は、日本の観光地もゴミが多く、マナーも悪かった時代があり、当時の写真を見ながらお話されていました。写真には、1964年東京オリンピックが開催されたときのスタジアムの観戦スタンドがゴミで埋め尽くされたものや、列車の通路がゴミだらけのものもありました。今では考えられませんが、法律の制定をはじめ、社会、国民の意識変化と共に、少しずつ改善されていったことがわかりました。

また、「利用調整地区」についても解説がありました。最近、コロナ禍の影響で釣りやキャンプなどが流行っていますが、利用者のマナーの悪さにより、漁港が利用禁止になったり、山を利用する際、入山手続きや利用料の徴収、入山前のレクチャーなど、かつてはのどかで、節度ある利用者やボランティアの方々のみで守られていた山や海も、利用者の増加と共に管理を強いられる場所も多々あります。利用調整することでオーバーユースを防げる反面、管理者側も、人員の手配や資金面での課題が山積みである現状についてもお話いただきました。

私たちの身の回りには自然は、当たり前ではなく有限です。使う側にも作る側にも責任があります。持続可能な開発目標「SDGs」にも掲げられていますが、利用者、開発者、管理者共に豊かな自然を守り、後世に伝えていくために、まず「知る」ことから始める。その一歩を学ぶことができる講座となりました。